

千葉県報

号外
令和7年12月26日

主要目次

○ 土砂災害警戒区域の指定(四件)	一
○ 土砂災害特別警戒区域の指定(四件)	一〇
○ 選挙管理委員会告示	一〇
○ 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示	二〇
○ 政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示	二〇
○ 政党助成法に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧に関する規程の一部を改正する告示	二一
○ 政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示	二三
○ 正誤	二五
○ 令和七年三月三十一日付け県報号外第五五号中(二件)	二五

告示

示

千葉県告示第六百十六号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
 令和七年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
伊能一七	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能一八	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能一九	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能二〇	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

伊能二二	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能二三	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能二四	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能二五	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能二六	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能二七	成田市伊能及び一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能二八	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能二九	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能三〇	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能三一	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能三二	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能三三	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊能三四	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
一坪田一七	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
一坪田一八	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
一坪田一九	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

吉岡六	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉岡五	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉岡四	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉岡三	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉岡二	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横山一三	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横山一二	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横山一一	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横山一〇	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横山九	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横山八	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
横山七	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
稲荷山一	成田市稲荷山及び久井崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
一坪田二三	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
一坪田二二	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
一坪田二一	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
一坪田二〇	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉岡七	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉岡八	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉岡九	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉岡一〇	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
吉岡一一	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高一	成田市高の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高二	成田市高の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高三	成田市高の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高四	成田市高の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高五	成田市高、小野及び大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜田一	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜田二	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桜田三	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中台一	成田市中台二丁目、米野及び玉造六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松子一五	成田市松子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松子一六	成田市松子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松子一七	成田市松子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

前林一八	前林一七	前林一六	前林一五	前林一四	前林一三	前林一二	前林一一	前林一〇	前林九	前林八	前林七	前林六	前林五	前林四	前林三	前林二	松子一八
成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林及び一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林及び多良貝の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市松子の区域のうち、次の図面に示す区域						
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

津富浦二六	津富浦二五	津富浦二四	津富浦二三	津富浦二二	冬父二	冬父一	大和田八	大和田七	大和田六	大和田五	大和田四	大和田三	村田一九	村田一八	村田一七	村田一六
成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦及び松子の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市冬父の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市冬父の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大和田及び小野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市村田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市村田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市村田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市村田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市村田の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

津富浦二七	成田市津富浦及び芝の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
津富浦二八	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
津富浦二九	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
津富浦三〇	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈土三	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈土四	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈土五	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈土六	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈土七	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈土八	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈土九	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈土一〇	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
奈土一一	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
米野二	成田市米野、中台二丁目及び中台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
米野三	成田市米野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
米野四	成田市米野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
名木一	成田市名木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
名木二	成田市名木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白作六	成田市白作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白作七	成田市白作の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
押畑一一	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
押畑一二	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
押畑一三	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
官林一	成田市官林の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久井崎一	成田市久井崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久井崎二	成田市久井崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山口一三	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
所二〇	成田市所の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小野一	成田市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小野二	成田市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
水の上一	成田市水の上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西三里塚二	成田市西三里塚及び富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
青山一	成田市青山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
青山二	成田市青山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
青山三	成田市青山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

東和田六	東和田五	東和田四	中里二	中里一	中野五	中野四	中野三	一 大栄十余三	赤荻一二	和田八	倉水五	倉水四	倉水三	倉水二	倉水一	青山四
成田市東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市中里の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市中里の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市中野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市中野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市中野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大栄十余三及び前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市赤荻の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市和田及び赤荻の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市倉水の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市倉水の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市倉水の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市倉水の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市倉水の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市青山及び成井の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

区域の名称	指定の区域	自然現象の種類	南敷五	南敷六	南敷七	馬乗里一	馬乗里二	馬乗里三	堀籠一	堀籠二	堀籠三	堀籠四	飯仲三
			成田市南敷の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市南敷の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市南敷の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市馬乗里の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市馬乗里の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市馬乗里の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市堀籠の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市堀籠の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市堀籠の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市堀籠の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市堀籠の区域のうち、次の図面に示す区域
			<p>（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>千葉県告示第六百十七号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。</p> <p>なお、同項の規定により令和三年千葉県告示第十六号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。</p> <p>令和七年十二月二十六日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>										
指定に係る区域			千葉県知事 熊谷 俊 人										

大井二
柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大井二	柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第六百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
貝渚四	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝渚五	鴨川市貝渚及び磯村の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝渚六	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝渚七	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝渚八	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝渚九	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝渚一〇	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝渚一一	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

貝渚一二	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝渚一三	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
貝渚一四	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮一	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮二	鴨川市宮及び代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮三	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮四	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮五	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮六	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮七	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮八	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮九	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮一〇	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮一一	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江見青木五	鴨川市江見青木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江見青木六	鴨川市江見青木及び東江見の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江見青木七	鴨川市江見青木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
江見外堀一	鴨川市江見外堀及び南房総市和田町	急傾斜地の崩壊

江見外堀二	花園の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西江見八	鴨川市江見外堀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
西江見九	鴨川市西江見の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東江見八	鴨川市東江見及び西江見の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東江見九	鴨川市東江見及び江見内遠野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東江見一〇	鴨川市東江見及び江見青木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東江見一一	鴨川市東江見及び西江見の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
東江見一二	鴨川市東江見及び江見内遠野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上小原一	鴨川市上小原及び主基西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上小原二	鴨川市上小原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上小原三	鴨川市上小原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上小原四	鴨川市上小原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上小原五	鴨川市上小原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上小原六	鴨川市上小原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太海七	鴨川市太海の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太海八	鴨川市太海の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

太海九	鴨川市太海の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太海一〇	鴨川市太海及び貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
天面四	鴨川市天面の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
天面五	鴨川市天面の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
天面六	鴨川市天面の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
天面七	鴨川市天面の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
天面八	鴨川市天面の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
天面九	鴨川市天面の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
天面一〇	鴨川市天面の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
天面一一	鴨川市天面の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
二子一	鴨川市二子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
二子二	鴨川市二子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
二子三	鴨川市二子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
二子四	鴨川市二子の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
二子五	鴨川市二子及び田原西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑三	鴨川市畑及び西の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
畑四	鴨川市畑、東江見及び江見東真門の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

江見東真門三	江見西真門二	江見西真門一	江見太夫崎四	江見太夫崎三	江見吉浦四	磯村一	来秀二	来秀一	畑一二	畑一一	畑一〇	畑九	畑八	畑七	畑六	畑五
鴨川市江見東真門の区域のうち、次	鴨川市江見西真門、江見東真門及び江見外堀の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見西真門の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見太夫崎の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見太夫崎の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見吉浦の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市磯村及びび貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市来秀の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市来秀の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市畑の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市畑の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市畑の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市畑の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市畑の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市畑の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市畑の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市畑の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
川代五	川代四	川代三	川代二	川代一	西山三	主基西一	東一一	上三	江見内遠野三	江見内遠野二	江見内遠野一	江見東真門八	江見東真門七	江見東真門六	江見東真門五	江見東真門四
鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市西山及び東江見の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市主基西及び東の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市東及び主基西の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市上の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見内遠野の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見内遠野の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見内遠野及び西江見の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見東真門及び西山の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見東真門の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見東真門及び東江見の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見東真門の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見東真門の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

川代六	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
川代七	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
川代八	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太海浜一	鴨川市太海浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太海浜二	鴨川市太海浜の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太海浜三	鴨川市太海浜及び天面の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
代一	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
代二	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
代三	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
代四	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
代五	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
代六	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
代七	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
代八	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
仲町一	鴨川市仲町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「一次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備えて縦覧に供する。）

千葉県告示第六百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第

五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
 令和七年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久保田一九	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田二〇	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田二一	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田二二	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田二三	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田二四	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田二五	袖ヶ浦市久保田及び代宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田二六	袖ヶ浦市久保田、久保田一丁目及び久保田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田二七	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田二八	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田二九	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田三〇	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保田三一	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
代宿四	袖ヶ浦市代宿及び久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
代宿五	袖ヶ浦市代宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

蔵波台六	蔵波台五	蔵波台四	蔵波台三	蔵波台二	蔵波二七	蔵波二六	蔵波二五	蔵波二四	蔵波二三	蔵波二二	蔵波二一	蔵波二〇	蔵波一九	蔵波一八	蔵波一七	代宿六
袖ヶ浦市蔵波台七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波台一丁目及び蔵波台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波台七丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波台三丁目及び蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波台一丁目及び蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波及び長浦駅前三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波及び長浦駅前一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波及び蔵波台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波及び蔵波台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市蔵波及び今井一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	袖ヶ浦市代宿及び久保田の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

伊能二五	伊能二四	伊能二三	伊能二二	伊能二一	伊能二〇	伊能一九	伊能一八	伊能一七	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項								
急傾斜地の崩壊	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するため行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項								

千葉県告示第六百二十号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 令和七年十二月二十六日
 千葉県知事 熊谷 俊人

長浦駅前一	袖ヶ浦市長浦駅前八丁目及び蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
長浦駅前二	袖ヶ浦市長浦駅前一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

稲荷山一	成田市稲荷山及び久井崎のち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	高一	成田市高の区域のうち、次	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
一坪田二三	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	吉岡一一	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
一坪田二二	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	吉岡一〇	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
一坪田二一	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	吉岡九	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
一坪田二〇	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	吉岡八	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
一坪田一九	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	吉岡七	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
一坪田一八	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	吉岡六	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
一坪田一七	成田市一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	吉岡五	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能三四	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	吉岡三	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能三三	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	吉岡二	成田市吉岡の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能三二	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	横山一三	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能三一	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	横山一二	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能三〇	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	横山一一	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能二九	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	横山一〇	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能二八	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	横山九	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能二七	成田市伊能及び一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	横山八	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊能二六	成田市伊能の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり	横山七	成田市横山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

前林五	前林四	前林三	前林二	松子一八	松子一七	松子一六	松子一五	中台一	桜田三	桜田二	桜田一	高五	高四	高三	高二
次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市松子の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市松子の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市松子の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市松子の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市中台二丁目、米野及び玉造六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市桜田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市高、小野及び大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市高の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市高の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市高の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

大和田三	村田一九	村田一八	村田一七	村田一六	前林一八	前林一七	前林一六	前林一五	前林一四	前林一三	前林一二	前林一〇	前林九	前林八	前林七	前林六
成田市大和田及び小野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市村田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市村田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市村田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市村田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林及び一坪田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林及び多良貝の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市前林の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

津富浦三〇	津富浦二九	津富浦二八	津富浦二七	津富浦二六	津富浦二五	津富浦二四	津富浦二三	津富浦二二	冬父二	冬父一	大和田八	大和田七	大和田六	大和田五	大和田四	
成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦及び芝の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市津富浦及び松子の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市冬父の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市冬父の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大和田の区域のうち、次の図面に示す区域	域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	

押畑一	白作七	白作六	名木二	名木一	米野四	米野三	米野二	奈土一一	奈土一〇	奈土九	奈土八	奈土七	奈土六	奈土五	奈土四	奈土三	
成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市白作の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市白作の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市名木の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市名木の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市米野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市米野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市米野、中台二丁目及び中台四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市奈土の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域								
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊								
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり								

倉水二	倉水一	青山四	青山三	青山二	青山一	西三里塚二	水の上一	小野二	小野一	所二〇	山口一三	久井崎二	久井崎一	官林一	押畑一三	押畑一二
成田市倉水の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市倉水の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市青山及び成井の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市青山の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市青山の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市青山の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市西三里塚及び富里市大和の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市水の上の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市小野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市所の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市山口の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市久井崎の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市久井崎の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市官林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市押畑の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
南敷七	南敷六	南敷五	東和田六	東和田五	東和田四	中里二	中里一	中野五	中野四	中野三	一 大栄十余三	赤荻一二	和田八	倉水五	倉水四	倉水三
成田市南敷の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市南敷の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市南敷の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市東和田の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市中里の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市中里の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市中野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市中野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市中野の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市大栄十余三及び前林の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市赤荻の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市和田及び赤荻の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市倉水の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市倉水の区域のうち、次の図面に示す区域	成田市倉水の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

馬乗里一	次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
馬乗里二	成田市馬乗里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
馬乗里三	成田市馬乗里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
堀籠一	成田市堀籠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
堀籠二	成田市堀籠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
堀籠三	成田市堀籠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
堀籠四	成田市堀籠の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
飯仲三	成田市飯仲の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第六百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 なお、同項の規定により令和三年千葉県告示第十九号（土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した土砂災害特別警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。
 令和七年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

大井二	柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
 二 指定の解除に係る区域

大井二	柏市大井の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第六百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
 令和七年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

貝渚九	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
貝渚八	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
貝渚七	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
貝渚六	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
貝渚五	鴨川市貝渚及び磯村の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
貝渚四	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

江見外堀一	江見青木七	江見青木六	江見青木五	宮一〇	宮九	宮七	宮六	宮四	宮三	宮二	宮一	貝渚一四	貝渚一三	貝渚一二	貝渚一一	貝渚一〇
鴨川市江見外堀及び南房総市和田町花園の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見青木の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見青木及び東江見の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見青木の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市宮及び代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市宮の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市貝渚の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
上小原六	上小原五	上小原四	上小原三	上小原二	上小原一	東江見一二	東江見一一	東江見一〇	東江見九	東江見八	東江見九	西江見八	西江見九	江見外堀二		
鴨川市上小原の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市上小原の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市上小原の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市上小原の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市上小原及び主基西の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市東江見及び西江見の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市西江見、江見内遠野及び東江見の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市西江見の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見外堀の区域のうち、次の図面に示す区域								
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり		

主基西一	東一一	江見内遠野三	江見内遠野二	江見内遠野一	江見東真門八	江見東真門七	江見東真門六	江見東真門五	江見東真門四	江見東真門三	江見西真門二	江見西真門一	江見太夫崎四			
鴨川市主基西及び東の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市東及び主基西の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見内遠野の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見内遠野の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見内遠野及び西江見の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見東真門及び西山の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見東真門の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見東真門及び東江見の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見東真門の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見東真門の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見東真門の区域のうち、次の図面に示す区域	真門及び江見外堀の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見西真門の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市江見太夫崎の区域のうち、次の図面に示す区域			
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊			
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり			
代六	代五	代四	代三	代二	代一	太海浜三	太海浜二	太海浜一	川代八	川代七	川代六	川代四	川代三	川代二	川代一	西山三
鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市太海浜及び天面の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市太海浜の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市太海浜の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市川代の区域のうち、次の図面に示す区域	鴨川市西山及び東江見の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

〔「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置いて縦覧に供する。〕

千葉県告示第六百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
令和七年十二月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
久保田一九	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保田二〇	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保田二一	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保田二二	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保田二三	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保田二四	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保田二五	袖ヶ浦市久保田及び代宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

久保田二六	袖ヶ浦市久保田、久保田一丁目及び久保田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保田二七	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保田二九	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保田三〇	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保田三一	袖ヶ浦市久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
代宿四	袖ヶ浦市代宿及び久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
代宿五	袖ヶ浦市代宿の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
代宿六	袖ヶ浦市代宿及び久保田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵波一七	袖ヶ浦市蔵波及び今井一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵波一八	袖ヶ浦市蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵波一九	袖ヶ浦市蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵波二〇	袖ヶ浦市蔵波及び蔵波台一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵波二一	袖ヶ浦市蔵波及び蔵波台三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵波二二	袖ヶ浦市蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

蔵波二三	袖ヶ浦市蔵波及び長浦駅前一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵波二四	袖ヶ浦市蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵波二五	袖ヶ浦市蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵波二六	袖ヶ浦市蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵波二七	袖ヶ浦市蔵波及び長浦駅前三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
蔵波台二	袖ヶ浦市蔵波台一丁目及び蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長浦駅前一	袖ヶ浦市長浦駅前八丁目及び蔵波の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
長浦駅前二	袖ヶ浦市長浦駅前一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備えていて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「第四百三十三条（文書図面の掲示）第一項第四号の三及び第五号のポスター（千葉県議会議員の選挙にあつては、法第四百三十三条第一項第五号のポスター）」を「第四百三十三条（文書図面の掲示）第一項第五号のポスター」に改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の公職選挙法令施行規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程（昭和四十七年千葉県選挙管理委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第二条）

収支報告書等（閲覧・写しの交付）請求書

1 請求年月日 年 月 日

2 請求者の氏名又は名称

（代表者氏名： ）（担当者氏名： ）

3 住所又は事務所所在地

（郵便番号 — ）（連絡先 — ）

4 請求内容 別紙のとおり

（記載上の注意等）

請求者が法人その他の団体の場合、3には事務所所在地を記入するとともに、2の代表者氏名欄及び担当者氏名欄にも記入してください。

（決裁欄） この欄には記載しないでください。

別紙

閲覧・写しの交付請求一覧

番号	区分	写しの交付方法	収入及び支出があつた年	政治団体名	有	無	無の理由	備考
1	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
2	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
3	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
4	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
5	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
6	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
7	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
8	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
9	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
10	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
11	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
12	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
13	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
14	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	
15	閲覧・写し		年				該当無し 未提出 公表前 期間経過	

注

- 1 本枠内について記入してください。(区分欄については、該当する方に○をしてください。)
- 2 別の用紙を用いる場合は、番号、閲覧・写しの交付請求の区分、収入及び支出があつた年及び政治団体名を記入してください。
- 3 写しの交付の実施方法欄には、次の該当する番号を記入してください。
(1) コピー (2) CD-R (3) DVD-R

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和八年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行前に、改正前の政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

政党助成法に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第五十一号

政党助成法に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

政党助成法に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧に関する規程(平成九年千葉県選挙管理委員会告示第五十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政党助成法に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧及び写しの交付に関する規程

第一条中「閲覧」の下に「及び写しの交付」を加える。

第二条の見出し中「閲覧」の下に「及び写しの交付」を加え、同条中「の閲覧」の下に「又は写しの交付」を加え、「閲覧請求書」を「支部報告書等(閲覧・写しの交付)請求書」に改める。

第三条第一項中「千葉県選挙管理委員会」の下に「(以下「県委員会」という。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(写しの交付)

第四条 県委員会は、法第三十二条第五項の規定による写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあつた日から三十日以内に、当該請求に係る支部報告書等の写しを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、当該請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 法第三十二条第五項の規定による写しの交付の請求に係る支部報告書等が著しく大量であるため、当該請求があつた日から六十日以内にその全てについて第一項の規定によ

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に、改正前の政党助成法に基づく支部報告書、支部総括文書又は監査意見書の閲覧に関する規程の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程(平成二十二年千葉県選挙管理委員会告示第二十五号)の一部を次のように改正する。
別記第一号様式を次のように改める。

別記

第一号様式(第二条)

受付番号(この欄には記載しないでください。)

少額領収書等の写しの開示請求書

1 請求年月日 年 月 日(※)

2 請求者の氏名又は名称 (代表者氏名:) (担当者氏名:) (※)

3 住所又は事務所所在地 郵便番号 連絡先 (※)

4 請求内容 別紙のとおり

5 開示請求の理由・目的

(記載上の注意等)

(1) ※印の欄には、必ず記入してください。

(2) 請求者が法人その他の団体の場合、3には事務所所在地を記入するとともに、2の代表者氏名欄及び担当者氏名欄にも記入してください。

別紙

開示請求一覧

番号	少額領収書等の写しに係る支出がされた年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目	備考
1	年			
2	年			
3	年			
4	年			
5	年			
6	年			
7	年			
8	年			
9	年			
10	年			

注

- 1 太枠内について記入してください。(別の用紙を用いる場合は、太枠内の項目を設け、内容を記入してください。)
- 2 支出項目欄には、次の該当する番号を記入してください。
 (1. 全部 2. 光熱水費 3. 備品・消耗品費 4. 事務所費 5. 組織活動費
 6. 選挙関係費 7. 機関紙誌の発行その他の事業費 8. 調査研究費 9. 寄附・交付金 10. その他の経費)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和八年一月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行前に、改正前の政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書の写しの開示に関する規程の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

正

誤

令和七年三月三十一日付け県報号外第五五号中

(企業局管理部総務企画課)

ページ	段	行	誤	正
二	上	後ろから六	第三十四条中	第三十四条第一項中「第六項」を「第七項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同条第十二項中「次条第十一項」を「次条第十二項」に改め、同条中
二	下	前から五	同条第二項	同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同項第一号中「次項」を「第四項」に改め、同項
二	下	前から一〇	第三十八条の五第二項中「通勤手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。	第三十八条の五第二項中「通勤手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。
七	下	前から二〇	(補則) 12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この管理規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。	13 附則第二項から第十一項までに定めるもののほか、この管理規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

令和七年三月三十一日付け県報号外第五五号中

(病院局経営管理課)

ページ	段	行	誤	正
一一	上	後ろから十七	同条第十四項	同項第一号中「次項」を「第六項」に改め、同条第十四項
二五	下	前から三一	(補則) 12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この管理規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。	(千葉県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程の一部改正) 12 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する管理規程(令和四年千葉県病院局管理規程第二十一号)の一部を次のように改正する。 附則第九項中「第二十七条第十二項」を「第二十七条第十三項」に改める。 (補則) 13 附則第二項から第十一項までに定めるもののほか、この管理規程の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

購読料

本号

一部

七八円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県